

# ① 相続相談におけるJ Aらしさの発揮 次世代総点検運動と営農継続支援等

相続相談について、農業の世代交代を見据えたJ Aならではのサポートが求められている。本稿では、農業の維持を目的とした相談のあり方や、相続シミュレーションなど具体的な取組みについて、「次世代総点検運動」を基に整理する。

## 1 組合員の年齢構成とJ A運営への影響

J Aでは組合員の高齢化が進んでいると言われて久しいところですが、まずは、現在の状況をデータで見てみたいと思います。

### (1) 組合員の年齢構成

図表1は、二〇二二年四月時点での全国の組合員の年齢構成です。

団塊の世代に相当する七〇歳

以上七五歳未満の階級が多い点は、日本全体の人口ピラミッドと同じ傾向です。しかし、それよりも下の年齢層に目を転じると、四五歳以上五〇歳未満の階級と五〇歳以上五五歳未満の階級に現れるはずの団塊ジュニア世代を表す出っ張りがあり、准組合員ではわずかに現れる程度で、正組合員に至ってはまったく存在しないことがわかります。

図表1や読者の皆さんの実感からもわかるように、高齢の親世代が組合員であっても、その

子息はJ Aとの関わりがまったくないケースが多くなっています。したがって、団塊の世代に相続が発生すれば、組合員数は大きく減少し、組合員の資産は他行や民間の不動産メーカーに流出してしまいます。

また、図表1からは、特に若い世代で、正組合員と准組合員の人数の差が大きいことも読み取れます。

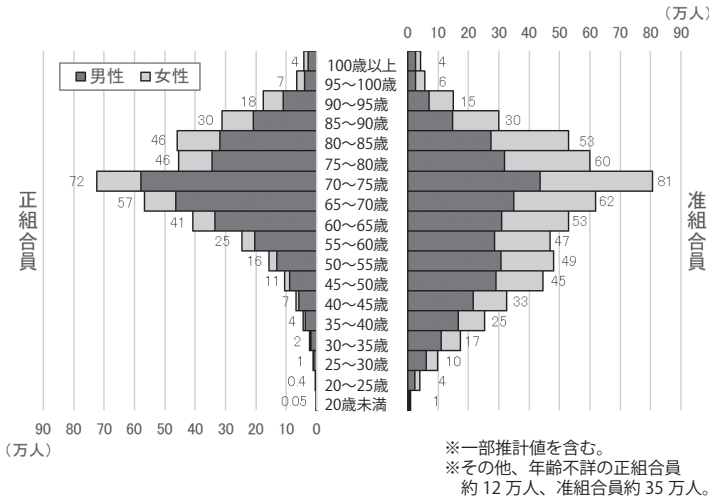
現在でも、正組合員は約四〇〇万人、准組合員は六三〇万人と、准組合員数が正組合員数を

上回っています。親世代の正組合員が相続を迎えた時、子世代がJ Aや農業と関わりがないケースが多ければ、この差がさらに拡大するでしょう。J A運営への影響は計り知れませんが、農業協同組合としてのあり方が疑問視されてしまう事態にもなり得ます。新たな正組合員の創出が必要です。

### (2) 正・准組合員数の推移

図表2には、二五年間の組合員数の推移を示しました。正組

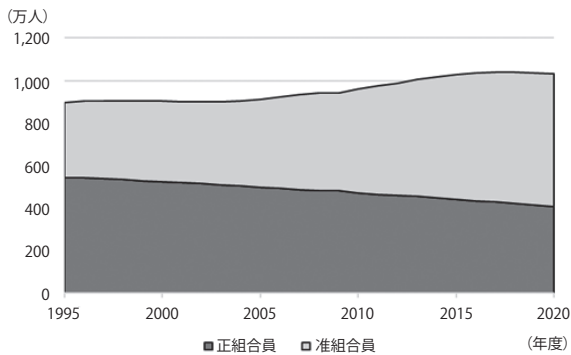
【図表1】2022年4月の全国の正・准別組合員の年齢構成



(出所) J A全中調査より筆者作成

合員数は、国内の農業従事者数と同様に漸減が続いています。堅調な准組合員数に支えられて近年は漸増で推移していた正組合員数と准組合員数の合計も、二〇一七年の一〇四〇万人をピークに減少に転じています。J Aの組合員数は今や、減少局面にあるのです。

【図表2】正・准別組合員数の推移



(出所) 農業協同組合および同連合会一斉調査より筆者作成

J Aグループでは、二〇二一年の第二九回J A全国大会にお

(1) 次世代総点検運動とは

2 都市農業における次世代総点検運動

現在の組合員の偏った年齢構成への対策が急務であることは、これまで述べてきたとおりです。そうはいつても、具体的にどのような対策が必要なのでしょう。

次世代総点検運動とは、担い手への対策が急務であること

現在の組合員の偏った年齢構成への対策が急務であることは、これまで述べてきたとおりです。そうはいつても、具体的にどのような対策が必要なのでしょう。

次世代総点検運動は、「地域の

の实情を把握して計画を立てる第一段階」と、「適切な支援を適切な対象に対して実施する第二段階」からなります(次頁図表3)。

第一段階…地域の实情を把握して計画を立てる

第一段階では、地区や生産部会等の単位で産地の現状から推計した将来の組合員数と理想の組合員数のギャップを認識し、危機感を共有することが想定されています。

しかし、少量多品目を生産することの多い都市農業の場合には、品目ごとの生産部会は小規模で、地区ごとの組合員数も少

## ② 組合員に対する 相続相談の基本事項

農家の相続相談は、農協の力を発揮できる場面といえる。組合員へのサポート力を高めるにあたり、相談業務がJAにとってどのような影響力と重要性をもつかを理解しておきたいもの。本稿では、相続相談業務における心構えと、押さえておくべきポイントを紹介する。

### 世田谷目黒農業協同組合 相談役 床爪 晋

大学卒業後、信用金庫勤務を経て、1970年世田谷目黒農業協同組合へ入組。参事、常務理事、代表理事専務を歴任後、2008年より代表理事専務長。2011年に退任後、特別顧問を経て、2018年より相談役に就任、現在に至る。その他、JA全中主催研修会の講師を務めるほか、JA全国教育センターの顧問にも就任。



### 1 相続サポートに 力を入れる理由

#### (1) 農協職員の存在意義を 発揮するために

農協職員の存在意義を問われた時、皆さんはどのように答えますか？

組合員側にも農協側にも、時代によって変化はありますが、基本的には、組合員の生活向上と農業を含む事業の安定的継続のためです。

今般の農協改革において、農水省の公表する監督指針にも、「組合員との徹底的な対話による持続可能な運営を行うべき」という旨の方針が出されました。組合員との対話とは、単純に言えば、組合員の話をよく聞き、組合員の相談相手になることです。

相談業務は、総合事業を行う農協にとって、事業運営の種を蒔くことといえます。すなわち、様々な要望を汲み取るだけでなく、組合員個々人の問題の解

決策を一緒に考え、悩みを取り除くことです。

その悩みとそれに対する解決策が、農協の運営に活かせるのですが、組合員の弱みにつけ込んで相談を営業の手段として利用しては、組合員は本音の話をしてくれません。

#### (2) 組合員が求めるサポートをするために

過去、私も含めて、農協は、信用・共済事業に力を入れ、経済部門はサービス部門としか考

えていなかったように思います。しかし、営農指導課に異動した際、ある篤農家の一言により、私は考える視点の違いに気がつきました。「農協には、営農を教わることは何一つない。俺たちは百姓のプロだ。しかし、俺たちが安心して農業ができる環境づくりを手伝ってほしい。第一に固定資産税の軽減、第二に相続問題だ」と、二つの大きな課題を提示されたのですが、今振り返ってみると、これが今行っている相談事業（農家が困

っていること（解決）の始まりだったのです。

今、組合員と農協との間には、少し距離が空いています。ピンチをチャンスに変えていきましょう。

## 2 相続相談の力

### (1) 組合員の相談相手に徹する

今、農協は、必死で組合員に対して何か喜ばれることはないかと考えていますが、農家の相談相手になり、一緒に解決策を考えるという発想はありません。何を相談されるのか、しっかり返答ができるのが心配で、聞く耳を塞いでしまっているところがあります。相談されても即専門家に丸投げしてしまう、一緒に考えて解決しようという意識をもてないからです。これには、職員の人数が足りないなど様々な事情があると思いますが、ここは一本筋の通った事業理念と方針を確立させ、組

合員の相談相手に徹していくことが、農協改革ならびに今後の農協の生きる道だと考えます。

今や、信用・共済事業は大きな曲がり角に立っており、一つ間違えれば行き止まりです。変化なくしては生き残れません。

### (2) 組合員を理解する

それでは、どのような相談業務を行えばよいのでしょうか。農業を行ううえで一番重要なことは、農地の維持・確保と、資産の維持・承継です。よくある質問が、後継者がいない場合はどうするのか、耕作放棄地はどうするのかなどですが、現実なことは、組合員全員に共通するのが相続問題であるということです。組合員でこの問題を考えていない方はいないと言っても過言ではありません。

家族経営から法人成りしている大規模経営、土地持ち非農家、元正組合員、いずれの方も不動産・動産は必ず所有しています。もちろん遺産総額が基礎控除以下の方もいますが、いずれも不

動産、動産、金融資産、その他の名義変更を行わなければなりません。先のことは関係ないと思っただけが多いと思います。避けては通れません。

相続相談は、農協にとつて組合員との最後の対話のチャンスかもしれません。「何かあったら農協に相談しよう」と言ってもらえるように、今から行動を起こしましょう。

### 3 相続について考えることの重要性

組合員の今ある財産のほとんどが、先祖から受け継いで苦勞しながら保全してきたものです。現在は、資産を増やすことよりも、維持することのほうが難しいといえるでしょう。昔に比べ、維持費用（特に租税公課関係）が増加していますし、地域によっては、各規制により単純に換金が難しい場合もあります。その下調べも必要です。

財産の後継者への引継ぎは、相続を乗り越えていかなければなりません。一言で「相続を乗

り越える」といっても、様々なことをクリアしなければ、次世代に引き継ぐことは不可能です。相続は、組合員がほぼ全員経験することです。他人事ではありません。

相続とは、次のように考えます。

- 相続は、自分のことであり、家族のことでもある。
- 相続は、自分が判断して決めることである。
- 相続は、先祖から次世代への引継ぎ役でもある。
- 相続は、日頃の財産管理が重要である。
- 相続は、日頃の相続人対応で結果が異なる。
- 相続は、突然やってくる。
- 相続は、発生後では、対策ではなく処理である。
- 相続は、節税だけを考えるといけない。皆円満が一番の対策である。
- 相続は、いつでも気軽に親身に相談できる人を決めておけば安心。
- 相続は、子どもから切り出せ

③ 判例から学ぶ

相続トラブルとそのポイント

組合員の相続サポートを行うためにも、遺産分割においてトラブルになりやすいケースは把握しておきたいもの。本稿では、農家の相続に関わる最近の判例を四つ取り上げて解説する。

オリゾン法律事務所  
弁護士 井崎 淳二



2002年弁護士登録、東京弁護士会所属。主な取扱分野は、企業法務、金融法務、不動産、家事（相続、離婚等）など。JA、信用組合、建材メーカー、住宅リフォーム業、不動産管理・取引業等における様々な業務上の法律問題に幅広く対応している。

1 寄与分の認定  
に関する判例

判例

◆大阪高裁判平成二七年一〇月六日決定（判例タイムズ一四三〇号一四二頁）

ポイント

被相続人の農業を手伝っていた相続人は、遺産分割の際に寄与分を主張できる場合があります。この判例は、その場合にどの程度の寄与分が認められるかについて判断した

ものです。

(1) 寄与分とは

被相続人の財産の維持や増加に特別の寄与をした相続人（寄与者）がいる場合には、被相続人の遺産総額から「寄与分」を控除したうえで各相続人の相続分を算定し、寄与者については、そのように算定した相続分に「寄与分」を加えた額を、寄与者の相続分とします。

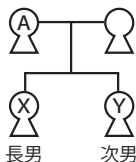
寄与分は、相続人による「特別の寄与」（＝特別な貢献＋無償性＋専従性＋継続性）があつた場合のみ認められるので、被相続人から相当な対価を得ていたような場合や、身分関係に基づき通常の貢献（扶養義務の範囲内での世話や送りなど）にすぎない場合は、寄与分として認められません。

(2) 事案の概要

みかん農家であつた被相続人A（農業をしていた土地は約六五アール）の遺産分割に際し、Aの農作業を手伝っていた長男

Xと、手伝つたことのない次男Yとの間で、Xの寄与分が争われた事案です。

Xは、一九歳で某会社に就職し、二五歳の頃に結婚しましたが、結婚後も実家でAと同居して会社勤めをしながら農作業を手伝っていました。そして、五四歳の頃（平成二二年頃）会社を退職し（当時Aは八一歳前



後)、以後は農業に専従してまいりました。その後、Aが平成二四年に八四歳前後で亡くなりました。

なお、農業の収支は、平成一九年分から平成二三年分まで赤字でした。

### (3) 問題点と裁判所の判断

問題点1…特別の寄与は認められるか

この判例では、Xの寄与の有無について、「耕作放棄によりみかん畑が荒れた場合には取引価格も事実上低下するおそれがある」と指摘し、「みかん畑を維持することにより遺産の価値の減少を防いだ寄与がある」と判断しました。そして、「農業の収支が赤字であったことは上記判断を左右するものではない」と述べています。

そのうえで、Xが会社勤務のない休日の昼間には可能なかぎり農作業を手伝い、繁忙期には休暇を取って農作業を手伝っていた等、Xの農作業従事のことを考慮して、前記の寄与は「特

別の寄与」であることを認めました。

問題点2…どの程度の寄与分が認められるか

遺産には、実家建物とその敷地(宅地)、みかん畑、金融資産等がありました。裁判所は、「Xが農業に従事した結果、みかん畑として利用されている各土地がみかん畑として維持され、遺産の価値の減少を免れたことから、みかん畑として利用されている各土地の評価額(相続開始時)の三〇パーセントを寄与分とするのが相当である」と判断しました。

つまり、遺産全体を基準とするのではなく、「みかん畑」の評価額を基準としています。

### (4) Xの判例の意義

相続人が無給で家業に従事していたことが特別の寄与であると認められる場合、一般的には、その寄与者の受けるべき年間給与を賃金センサスなどにより推計して、寄与分の額を算出する根拠とします。

しかしながら、農業の場合の多くは、寄与者の受けるべき年間給与を推計することが困難です。そのような場合は、寄与に関する一切の事情を考慮して、寄与分の額を算定せざるを得ません。

この判例も、農家における遺産の種類や寄与の態様などを考慮し、また、遺産のすべてではなく一部についてのみ価値が維持されたものと認定して、寄与分の額を算定したものです。

## 2 養子縁組の有効性に関する判例

### 判例

◆最高裁判平成二九年一月三一日

判決(民集七一巻一四八頁、

金融・商事判例一五五号八

頁)

### ポイント

農家においては、しばしば相続対策として養子縁組をすることがありますが、相続税を節税する目的で養子縁組をすることは、法的に問題ないのでしょうか。この判例は、

節税目的の養子縁組について、最高裁として初めてその有効性を判断したものです。

### (1) 養子縁組の要件と効果

養子は養親の実子と同じく法定相続人となるのですが、養子縁組が有効に成立するためには、当事者が縁組意思(実際に養親子関係を形成するという実体的意思)を有していることが必要です。この縁組意思がない場合は、民法八〇二条一号の「当事者間に縁組をする意思がないとき」に該当して無効となります。もっとも、この縁組意思は幅広く認められ、例えば、親子としての精神的つながりをつくる意思があれば、他の相続人の相続分を減らす目的で養子縁組をしたとしても縁組意思が認められるとした判例があります。

養子縁組が成立すると、養親と養子との間には、実子と同じ親子関係が生じます。そのため、養親の相続に際しては、法定相続人の数が増えて、相続税の基礎控除額(三〇〇〇万円十六〇